

令和6年度

倉敷市医療扶助オンライン資格確認推進事業補助金制度

倉敷市では、医療扶助のオンライン資格確認（令和6年3月から運用開始）の推進を図ることを目的とする補助金制度を創設しました。

この制度は、生活保護法が定める指定医療機関が実施したレセプトコンピューターの改修等に対して、補助金を交付するものです。（予算の範囲内となります。）

なお、国の社会保障・税番号制度システム整備費等補助金（社会保険診療報酬支払基金による助成金）の交付対象となった経費が、対象となります。

<受付期間>

一次受付：令和7年2月17日（月）～令和7年3月21日（金） 9時～17時（令和6年度）

※予算の上限に達した場合、申請の受付を終了することがあります。

<補助対象事業>

令和6年3月からの医療扶助のオンライン資格確認の運用開始に向けて実施した、レセプトコンピューターの改修等に係る事業。

<補助対象経費>

社会保険診療報酬支払基金が国から社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の交付を受けて、指定医療機関に交付した助成金（以下「助成金」という。）の対象となった経費。

<補助対象者>

以下の（１）～（４）をすべて満たす指定医療機関。

- （１）市内に住所（所在地）を有すること。
- （２）代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しないこと。
- （３）社会保険診療報酬支払基金が交付する助成金の交付決定を受けていること。
- （４）倉敷市から、この補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、同一の指定医療機関であっても、医科と歯科は別の指定医療機関として取り扱います。

<補助金の額>

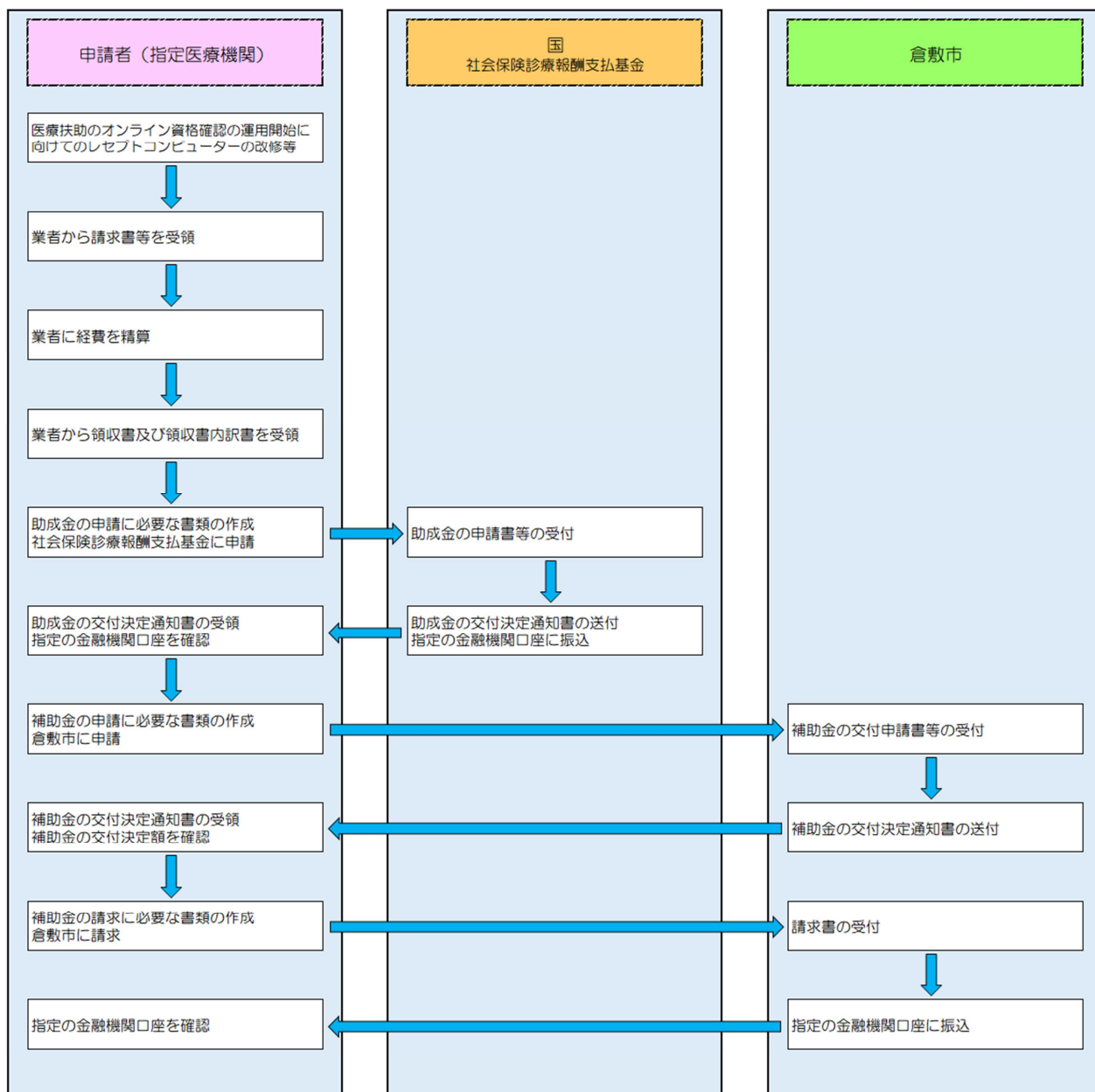
病院	診療所	薬局
上限額50,000円	上限額10,000円	上限額10,000円

※病院、診療所及び薬局は健康保険法第63条第3項第1号の規定に基づきます。

※補助金の額は、補助対象経費の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除き、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）から助成金の額を控除して得た額となります。

※補助金の額は、千円未満を切り捨てます。

<申請手続きの流れ>



<申請方法>

受付期間内に、書類一式を封筒に入れて「医療扶助オンライン資格確認推進事業補助金申請書在中」と朱書きの上、郵送又は窓口へ持参してください。

- 郵送する場合

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市役所生活福祉課

※受付期間最終日の消印有効です。

- 窓口へ提出する場合

【受付窓口】本庁生活福祉課、児島・玉島・水島保健福祉センター福祉課、真備保健福祉課

【受付時間】受付期間の平日9時から17時まで

<提出書類>

- (1) 倉敷市医療扶助オンライン資格確認推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 助成金の交付決定通知書
- (3) 対象システム改修費用に係る領収書等費用を証する書類の写し
- (4) 補助対象経費及びその内訳が確認できる書類の写し

※補助金の交付決定後、請求書（様式第3号）を提出してください。

交付申請書及び請求書の様式は、以下のURLからダウンロードできます。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/42378.htm>

<留意事項>

- (1) 書類の不備等がある場合、再提出をお願いすることになります。期日までにすべての書類を揃えて提出してください。「令和6年度倉敷市医療扶助オンライン資格確認推進事業補助金の申請等に必要な書類チェックシート」にて、御確認ください。
- (2) 補助の条件を満たさない場合は、補助金を一部返還いただくことがあります。補助金の交付後も、交付の条件に従い、適切な管理を行ってください。

問合せ先

〒710-8565

倉敷市西中新田640番地 倉敷市役所 生活福祉課（本庁舎1階17番窓口）

【TEL】086-426-3325

【FAX】086-422-3389

【E-Mail】wlfwrk@city.kurashiki.okayama.jp